

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

丸森町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 丸森町全域

#### (1) 現況

本町は宮城県の南端に位置し、南部は福島県と隣接している。

町の北西部を阿武隈川が貫流し、その流域と支流河川の流域一帯が平坦地を形成しているものの、南東部は標高 500m、北西部は標高 300m前後の阿武隈山地の支脈で囲まれた農業を基幹産業とする山間丘陵地帯の町となっている。

本町の農業は、稲作と畜産が生産額の大半を占め、近年では農業所得の向上のため、園芸特産作物振興の強化を図っている。なかでも、ブロッコリーや小菊は、新規農業者の掘り起こしや機械等整備支援、生産技術指導を県や農協等と連携し、産地化を目指している。

しかし、深刻化する農家数の減少や高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加といった課題が残されており、農業生産基盤の整備やスマート農業技術の導入による農業経営の効率化はもちろん、将来的な担い手を確保するための施策が必要である。

加えて、農地の約7割が中山間地域の傾斜地や小規模圃場であることから、地域の特性を活かした農業の展開も求められており、平坦部との生産条件格差の解消も本町の課題となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本町では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を構築し、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）及び同項第2号に掲げる事業（中山間地域等支払交付金事業）を中心とし、併せて、同項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	丸森町全地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業の推進、併せて同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業にあたり町長が定める事項は、別紙1のとおりとする。